

企業長専決処分事項の指定について

〔平成22年3月4日〕
議 会 議 決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記の事項については、これを企業長において専決処分することができるものとする。

記

法律上企業団の義務に属する損害賠償について、1件につき200万円（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては同法による保険金額、自動車損害共済業務規程（昭和41年社団法人全国市有物件災害共済会規程）の適用を受けるものにあつては同規程による共済責任額）以下の損害賠償の額の決定及びその和解に関すること。